(名称·所在地)

第1条

ちむぐくる企画実行委員会と称し、

事務所を

代表者宅

に置く。

(目的)

第2条

本会は、性的少数者、支援者に対して、

正しい知識を学ぶ為に、学ぶ場や情報の提供。

社会において誰一人置き去りにしない

生命尊厳の共生社会を築いていく上で、

性的少数者に対する理解の促進に関する事業を行い、

皆が個性を活かし、他と協調し合い、差異を乗り越え、

よりよい社会を築くことに,寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の 活動を行う。

- (1)性的少数者への理解促進を図るための映画上映活動
- (2)社会教育の推進を図るための性的少数者への 理解促進活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図るための活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に 関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前条の目的を達成するために必要な活動

(役 員)

第4条

本会に次の役員を置く

実行委員長1名

事務局長1名

会計は事務局長が兼ねる。

(会 員)

第5条

本会の会員は、

性的少数者の当事者と、その理解者・支援者とし、入会には会員3名からの紹介を必要とする。

(役員任期)

第6条

役員の任期は定めない。

(実行委員会期間)

第7条

性的少数者に対する差別の完全融解が達成した暁には、 実行委員会を解散する。

此の会則は令和5年1月19日に施行する